

平成27年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会
第42回全国高等学校少林寺拳法大会
大会規則

(公財) 全国高等学校体育連盟
少林寺拳法専門部

第1章 総則

第1条 目的

全国の高等学校における少林寺拳法部間の親睦交流と技術の向上をはかり、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、高校生として健全な精神と肉体を育成することを目的とする。

第2条 態度

参加者は少林寺拳法の精神にのっとり、その目的を認識し少林寺拳法拳士として競技場の内外において明朗闊達に行動し、またいたずらに選手個人や母校の名誉・勝利のみにとらわれることなく正々堂々と競技を行わなければならない。

第2章 参加資格及び参加申込

第3条 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休業中、留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は平成8年4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (4) チーム編成において、全日制課程・定時制課程・通信課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する高体連会長の承認を必要とする。
- (8) (一財) 少林寺拳法連盟の平成27年度登録済みものであること。但し、登録とは、所属先の団体登録（更新）・個人登録（更新）をいう。
- (9) 参加資格の特例
ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、都道府県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。

イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在し、都道府県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア (公財)全国高等学校体育連盟の目的を理解し、尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限とも高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあつては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失しておらず、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目別大会申し合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

(10) 選手の参加資格において、その不備・欠如等があった場合は、その該当者については、本大会も含め各都道府県及び各地区にて実施された、本大会の予選大会からその出場は無効扱いとし、もし本大会への出場があつて入賞した場合、その受賞を無効扱い（賞の返還）とする。

第4条 参加申込書類の配布

大会要項、参加申込書類等は、開催地実行委員会ホームページよりダウンロードする。

第5条 参加申込

- (1) 大会参加申込は、都道府県高等学校体育連盟専門部がとりまとめ、一括して申し込むことを原則とする。
- (2) その際、地区大会の成績結果は、所定の様式に従って（公財）全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部及び開催地実行委員会に報告しなければならない。

第6条 参加費

- (1) 組演武及び団体演武に出場する学校は、大会参加費を大会申込みと同時に、所定の様式で納入しなければならない。
- (2) 団体演武は、1チームにつき 40,000円とする。

組 演 武は、1組につき 8,000円とする。
単独演武は、1名につき 4,000円とする。

第7条 代表出場数

- (1) 各都道府県代表組数は、次の通りとする。

男子・女子	団体演武	1チーム
男子・女子	組 演 武	2組
男子・女子	単独演武	2名
- (2) 団体演武は、同一校より男女共各1組とする。
- (3) 開催地については、規定枠数の2倍とする。

第8条 演武の部の重複出場の禁止

出場は、1人1種目とする。

但し、組演武又は単独演武と団体演武は兼ねて出場できる。

第9条 選手登録

- (1) 地区予選会参加申込時に登録した者以外の者が含む時、失格とする。
- (2) 団体演武については8名まで登録ができ、そのうち6名が演武するものとする。(※正選手6名・補欠選手2名)
- (3) 選手は、各都道府県及び各地区予選出場時の資格(武階)をもって、本大会への登録(参加申込)をするものとする。
- (4) 出場選手の登録(各都道府県専門部及び高校連盟への選手登録、中央競技団体：一財団法人少林寺拳法連盟への所属団体登録並びに個人(会員)登録)がされていない場合、その該当者については、各都道府県予選大会から本大会をも、その出場について無効扱いとする。入賞した場合も、その受賞は認めない(賞の返還)。

第10条 参加申込期限

申込締切に遅れた場合、遅延願いが受理されていない場合は、参加申込書を受け付けない。

期限は、6月末日とする。(但し、その日が休日の場合はその翌日とする)

第3章 競技種目及び表彰

第11条 考え方

- (1) 競技種目は、高校生の肉体的条件及び経験年数を考慮し、安全かつ将来の向上を可能とするものとし、いたずらに高度なものは避ける。
- (2) 競技種目を変更・追加する場合は、(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会で審議され、総会で承認されなければならない。

第12条 競技種目

競技種目は、次の通り6種目とする。

男子団体演武 男子組演武 男子単独演武

女子団体演武 女子組演武 女子単独演武
但し、組演武は二人で行うものとし、男女の混合は認めない。

第13条 表彰

- (1) 団体演武(男子・女子)
 - ア 第1位から第6位に賞状を、また第1位から第3位にはメダルを授与する。
 - イ 優勝校に(公財)全国高等学校体育連盟会長杯・文部科学大臣杯・(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部優勝杯(以上次期大会返還)及び優勝盾を贈る。
- (2) 組演武(男子・女子)
 - ア 第1位から第6位に賞状を、また第1位から第3位にはメダルを授与する。
 - イ 優勝校に(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部優勝杯(次期大会返還)及びNHK盾を贈る。
- (3) 単独演武(男子・女子)
 - ア 第1位から第6位に賞状を、また第1位から第3位にはメダルを授与する。
 - イ 優勝校に(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部優勝杯(次期大会返還)及び読売新聞社杯を贈る。
- (4) 前年度各種目優勝校には、返還時にレプリカを授与する。

第4章 競技方法

第14条 競技内容

競技については、次のとおり行う。

単独演武	予選競技	準決勝競技	決勝競技
	自由演武	自由演武	自由演武
組演武	予選競技Ⅰ	予選競技Ⅱ	決勝競技
	自由演武	規定演武	自由演武
団体演武	予選競技	準決勝競技	決勝競技
	自由演武	自由演武	自由演武

第15条 服装等

- (1) 大会目的に反する頭髪・服装・態度の者は出場を禁止する。
尚、(一財)少林寺拳法連盟競技規則服装規定に違反した者は失格扱いとする。
- (2) 組演武(予選競技Ⅱ)について、公認のボディープロテクター(二重構造の胴)を装着すること。尚、防具については、正常なものを使用し、欠陥や故障状態にあるものを装着しての出場は認めない。
- (3) 不必要なワッペン類、刺繍をつけない。
- (4) 本大会指定のゼッケンを背に付けていない者は出場できない。

- (5) 道衣の下にTシャツ等を着る場合は、規定にあったものを着る。
- (6) 装飾品等を身につけることは、禁止する。
- (7) 男女とも頭髪の加工は禁止する。また頭髪（後髪）については、ゼッケンにかからない、前髪・横髪・後髪とも目に入らない（かからない）ようにすること。尚、女子の髪留めについては、金属製・プラスチック製髪留め具やリボンなどの使用は禁止とし、黒又は紺色のゴム製髪留め具を使用して、後ろで束ねること。
- (8) 競技中の眼鏡、ハードコンタクトレンズの使用は禁止とする。
- (9) 原則としてサポーター等の装具を使用しての出場は認めない。

第16条 演武の構成及び武階と使用できる技

- (1) 地区予選参加申込時の武階において、演武者の武階の最終科目内の技を使用することができる。但し、団体演武については、演武者の最高武階者の最終科目内の技、指定単独基本法形を使用することができる。
- (2) 資格以上の技を行った場合は、一技につき総合点より10点減点する。但し、次の内容については、許容範囲として認める。
 - ① 演武者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
 - ② 演武者が、「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。尚、減点対象の事象が発生した場合は、それぞれに応じた減点を行う。
- (3) 単独演武で、単独演武基本法形を行う場合は基本に準じ、攻技・防技に関して変化・省略などはしないこと。攻技・防技に関して変化・省略などを行った場合は、総合点より10点減点する。

団体演武1・6構成の単独演武（規定）で、攻技・防技に関して変化・省略などを行った場合は失格とする。

また、単独演武基本法形を行う場合は一方向で一構成とする。
- (4) 団体演武は、1・6構成は指定の単独基本法形とし、2・3・4・5構成は2人相対演武とする。
- (5) 全ての演武構成は6構成とする。6構成より過不足があるとみなされた場合は、総合点より10点減点する。

尚、組演武（予選競技Ⅱ）の場合は、構成の順序を間違えたり、過不足がある場合、指定技以外を行った時は失格とする。

第17条 競技場

- (1) 演武開始をコート中央とする。演武中、区画線を越えても減点とならないが、演武終了もコート中央を原則とする。但し、組演武においては演武終了後、審判員は注意を与える義務を有する。
- (2) コートについては、安全面に考慮して競技用フロアマットを使用し、広さは原則として7m四方とする。
- (3) 競技出場前の待機については、主審席対面で待機せず、指定次待機場所（next corner）で、ウォーミング・アップをして待機する。

※尚、ウォーミング・アップは、競技及び審査の妨害にならない程度での練習を可とする。但し、気合いを出したり、投げを行ったり、激しい動きはしないこと。

第18条 演武時間

- (1) 組演武、団体演武においては、開始から終了まで、1分30秒以上2分以内とし、未満超過は10秒ごとに、総合点より5点減点する。
尚、3分を超える場合は、失格とする。
- (2) 単独演武においては、開始から終了まで、1分以上1分15秒以内とし、未満超過は10秒ごとに、総合点より5点減点する。
尚、2分を超える場合は、失格とする。
- (3) 組演武においては、相対合掌礼により開始し、相対合掌礼により終了するものとする。但し、予選競技Ⅱについては時間制限を設けない。
- (4) 単独演武、団体演武においては、正面合掌礼により開始し、正面合掌礼により終了するものとする。
- (5) 演武時間において、小数の時間は演武時間の対象としない。

第19条 組合せ

同一都道府県出身チームが同一コートになることは、原則、極力避ける。
また、地区大会の順位に従って、同一コートに上位が集中しないように心掛ける。組合せ方法は、別途定める。

第20条 予選及び準決勝通過及び組数

およそ、各種目については、次の通りとする。(出場数により変動あり)

男子・女子	団体演武	(予選通過) 24組	(準決勝通過) 12組
男子・女子	組演武	(予選通過) 16組	
男子・女子	単独演武	(予選通過) 32名	(準決勝通過) 16名

尚、種目「組演武」については、出場する全組が予選競技Ⅰと予選競技Ⅱに出場し、予選競技Ⅰと予選競技Ⅱの成績(合計総合点)によって、決勝進出組を決定する。

第5章 審判基準

第21条 判定

- (1) 審判員による採点法により順位を決定する。
- (2) 順位は、総合点(最高300点)より減点分を引いた点の大きな組より決める。
- (3) 審判員は、技の技術度、表現度を合わせて採点し、その結果を明示する。
- (4) 審判員の宣告は絶対であり、何人もこの宣告に従うものとする。

第22条 異議の申し立て

- (1) 競技中、審判員の判定に対しては、一切異議の申し立てを認めない。
- (2) 本規則の実施に関して疑義がある場合は、都道府県代表者を通じて文書にて、(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会に対して申し立てができる。

第23条 審判員数と算出方法

- (1) 審判員数は、5名を原則とする。

- (2) 主審及び副審おのおの5名が技術度(60点)と表現度(40点)を採点し、最高点、最低点を引いた審判員3名の合計を総合点とする。
尚、最高点で同点が出た場合は、技術度の得点の低い方を残し、最低点が同点の場合は、技術度の得点の高い方を残すものとする。

第24条 審判員の配置

- (1) 審判団は、(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部公認審判員とする。
- (2) 原則として、審判員と関係(監督・部長など)のある組の出場しているコートでの審判は避けるように配慮するが、例外も有り得る。
- (3) 審判員の配置は、(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会により起案し決定する。
尚、審判長は同専門部常任委員会が検討し、推薦する。

第25条 審判員資格

- (1) (一財)少林寺拳法連盟の「少林寺拳法公認審判員認定規則」に定める公認審判員で、(公財)全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会より依頼を受けた者とする。
- (2) 各コートの審判員は、およそ1級審判員を2名以上、2級審判員を適切に配置する。

第26条 採点基準

- (1) 演武は、高校生として少林寺拳法の基本を忠実に実行しているかを判断をし、見栄えや派手さにとらわれず、技術の正確さに重点をおいて採点する。
- (2) 評価基準は、(一財)少林寺拳法連盟の演武審査要領並びに本大会の審査員資料(審判申し合わせ事項)に準じるものとする。
- (3) 技術度は、部分評価であり1構成ごとに審査し、表現度は全体評価であり審査項目により審査する。

第27条 同点の取扱

総合点が同点の場合は、次の順序で優劣を決定する。

- ① 総合点の技術度の得点が高い方を優位とする。
尚も同点の場合は、
- ② 主審の合計が高い方を優位とする。
尚も同点の場合は、
- ③ 主審の技術度の得点の高い方を優位とする。
尚も優劣が決定しない場合は、
- ④ 審判団協議の上、優劣を決定する。

※但し、予選競技・準決勝競技において、同得点・同順位の場合は、最終優劣(上記④までは行わない)を付けず、次選へ選出する。

第6章 罰 則

第28条 出場資格の取り消し

すでに述べた条項の失格条件の他に、第1条総則に定める内容に大きく反

する場合は、審判長名をもって出場校（選手・チーム）に対して失格を宣言することができる。

第7章 関連する諸規則等

第29条 準拠すべき諸規則

本文に記載なき事項は、次の諸規則を併用並びに参考にし、施行するものとする。

- (1) 少林寺拳法競技規則（一財団法人少林寺拳法連盟）
- (2) 少林寺拳法審判規則（一財団法人少林寺拳法連盟）
- (3) 本大会実施要項・申し合わせ事項、大会規則
- (4) 本大会審判申し合わせ事項

第30条 適用する諸規定

- (1) 救護・事故の対策については
「平成27年度全国高等学校総合体育大会危機管理マニュアル」を適用する。
- (2) 組み合わせについては
「全国高等学校少林寺拳法大会出場組合せ規定」を適用する。
- (3) 審判員を配置するにあたっては
「全国高等学校少林寺拳法大会審判員配置規定」を適用する。

第8章 附 則

第31条 本大会に関する確認や質問がある場合は、各都道府県代表者（専門委員長）より、原則文書をもって（公財）全国高等学校少林寺拳法専門部へ問い合わせを行うものとする。

従って、各都道府県代表者以外からの申立て及び問合せには一切対応しないものとする。

第32条 本規則の改廃は、（公財）全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会において審議、改正することができる。

本規則は、1990年12月16日より施行する。

本規則は、1993年4月1日より改正施行する。

本規則は、1996年7月24日より改正施行する。

本規則は、1999年3月21日より改正施行する。

本規則は、2000年3月28日より改正施行する。

本規則は、2004年4月1日より改正施行する。

本規則は、2010年4月1日より改正施行する。

本規則は、2011年4月1日より改正施行する。

本規則は、2012年9月1日より改正施行する。

本規則は、2012年12月9日より改正施行する。

本規則は、2013年12月7日より改正施行する。

本規則は、2014年12月6日より改正施行する。